

議案第 号補助資料 泉南市議会会議規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(欠席、遅参又は早退の届出)</p> <p>第2条 議員は、欠席、遅参又は早退をするときは、その理由を付け<u>当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届け出ができない場合には、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出るものとする。</u></p> <p>2 議員は、出産のため出席ができないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席、遅参又は早退の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由により、</u>欠席、遅参又は早退をするときは、その理由を付け、<u>当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情に届け出ができない場合には、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出るものとする。</u></p> <p>2 議員は、出産のため出席ができないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、</u>あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>(欠席、遅参又は早退の届出)</p> <p>第91条 委員は、欠席、遅参又は早退をするときは、その理由を付け、<u>当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席、遅参又は早退の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由により、</u>欠席、遅参又は早退をするときは、その理由を付け、<u>当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、</u>あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、<u>提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）</u>を記載し、請願者が押印しなければならない。</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、<u>提出年月日及び請願者の住所</u>を記載し、請願者が<u>署名又は記名押印</u>しなければならない。</p> <p>2 <u>請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び法人の名称と所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<u>2</u> 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければなら ない。	<u>3</u> <u>前2項</u> の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなけれ ばならない。
<u>3</u> (略)	<u>4</u> (略)
<u>4</u> (略)	<u>5</u> (略)